

鳥取県後継ぎリノベーター来県支援補助金 募集要領

1 目的

本補助金は、県内の後継者不在事業者の事業を承継することに関心を持つ者に対し、県内事業者との対面での面談や現地視察を行う際の来県費用を補助することで、県内における事業承継型起業を促進し、地域経済の維持・発展を図ることを目的としています。

2 応募要件

本補助金の対象者・対象となる事業は、以下の要件を全て満たすものとします。

(1) 対 象 事 業	鳥取県に来県し、以下の（１）から（３）に規定するいずれかの後継不在事業者と行う面談や事業所の現地視察等であって、（４）の要件を全て満たす事業 （１）鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターに登録されている事業者 （２）オープンネーム型事業承継マッチング支援サイト「relay」の鳥取県特設ページに掲載されている事業者 （３）日本政策金融公庫の事業承継マッチング支援サイトに掲載されている事業者 （４）次の要件を全て満たすこと ア 宗教活動、政治活動に該当する事業ではないこと イ 社会通念上の良識に反する行為を伴う事業ではないこと
(2) 対 象 者	以下のいずれかに該当する県外在住者であって、（３）の要件を満たす者 （１）鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターが所管する後継者人材バンクに登録している個人又は登録申込を行っている個人 （２）県が作成する後継ぎ候補者リストに登録している個人又は登録申込を行っている個人 （３）次のいずれにも該当しないこと ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

※申請は、申請者 1 者当たり 1 年度 1 回までとします。

3 補助率・補助金上限額

(1) 補助率 1／2

(2) 補助金上限額

	補助金上限額	交通費の計算の起点となる地点（原則として居住地とする）及び宿泊する地域
交通費	40,000円	沖縄県、海外
	35,000円	北海道
	25,000円	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、新潟県、福島県、鹿児島県
	20,000円	群馬県、栃木県、茨城県、宮崎県
	17,000円	長野県、山梨県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、大分県、熊本県、長崎県、佐賀県
	15,000円	静岡県、富山県、福岡県
	10,000円	愛知県、岐阜県、三重県、石川県、山口県
	7,000円	福井県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、広島県、愛媛県、高知県、徳島県
	5,000円	兵庫県、香川県
	3,000円	島根県、岡山県
宿泊費	1泊につき3,000円	全国共通

4 補助対象経費

2 (1) の事業に要する交通費及び宿泊費であって、補助事業における同一の来県について、次の要件を全て満たす場合の経費

- (1) 本補助金とは別に国又は県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっていないこと
- (2) 県が所管する鳥取県内国内便エアサポート事業による航空運賃支援を利用する又は利用する予定となっていないこと
- (3) 鳥取県内市町村、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及びその他の団体が実施する各種交通費等への助成を利用する又は利用する予定となっていないこと

5 申請方法

(1) 募集期間

令和8年7月7日（火）から令和9年2月26日（金）まで（午後5時必着）または来県予定日の30日前までのいずれか早い方

※予算上限に達した場合、早めに終了する場合があります

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までに来県する際の経費が対象となります

※令和8年4月1日から令和8年7月7日までの間に来県した場合は、令和8年9月30日（水）までに申請してください（午後5時必着）。

(2) 提出書類

ア 交付申請書

イ 事業計画書兼収支予算書（様式第1号）

※産業未来創造課のホームページからダウンロードいただけます。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/303081.htm>

(3) 提出方法

とっとり電子申請サービス、郵送又は持参により産業未来創造課へご提出ください。

（電子申請サービス）

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18393

6 補助事業スケジュール表

項 目	実施者	時 期	内 容
①申請	申請者	来県予定日の30日前まで	来県予定日の30日前までにお申し込みください。 ※令和8年4月1日から令和8年7月7日（火）までに 来県された方は、令和8年9月30日（水）までに申 請してください。※まずは御相談ください。
②要件確認・ 交付決定	県	①から30日以内	対象要件に合致するかを確認の上、交付決定を行います
③実績報告・ 支給申請	申請者	来県後30日以内	来県後、補助対象経費の支払まで完了次第、実績報告を 行います。 ※補助対象経費の支払は、令和9年3月31日までに完 了する必要があります。
④支給決定・ 支給	県	③の報告を受領して から概ね30日以内	③に基づいて補助額を決定し、支給します。

7 留意事項

(1) 消費税及び地方消費税の取扱い

ア 本補助金は、交付要綱第4条第3項に基づいて、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができます。

イ 実績報告時に明らかになっている仕入控除税額が交付決定額に係る仕入控除税額を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告する必要があります。

ウ 実績報告後に申告により仕入控除税額が確定した場合、その額が実績報告時又は交付決定時の仕入控除税額を超える場合は、その超える額に対応する額を報告及び返還する必要があります。

(2) 変更手続き等

ア 本補助金の額の増額を伴う変更を行う場合や、交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更を行う場合には、予め計画変更の承認を受ける必要があります。

イ 補助事業を中止、又は廃止する場合は、速やかに申請し、承認を受ける必要があります。

(3) 補助事業の実績報告

本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務（組織内での手続が必要な場合は、組織内の議決等の承認手続きを含みます。）が全て終了することを指します。事業完了後、30 日以内、又は補助事業完了年月日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(5) 立入検査等

補助事業の適正を期するために必要があるときは、自宅、事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは、関係者に質問することがあります。

(6) 帳簿の保存等

補助事業に係る経理については、帳簿書類及びその証憑書類を保存し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存してください。

(7) 交付決定の取消及び処分

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定後においても、その交付決定の全額又はその一部の額を取り消すことがあります。その場合、既に交付された補助金のうち、その取消額の返還を命ずることがあります。

ア 法令等に基づく処分・指示に違反したとき

イ 虚偽申請等があったとき、交付決定の内容や目的に反し補助金を使用したとき 等

8 窓口・問合せ先

鳥取県商工労働部 産業未来創造課 産業支援担当

所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 2 2 0（鳥取県庁本庁舎 7 階）

電話 0857-26-7246／ファクシミリ 0857-26-8117 ／電子メール sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>